

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2000-514233(P2000-514233A)

【公表日】平成12年10月24日(2000.10.24)

【出願番号】特願平10-503841

【国際特許分類第7版】

F 2 1 V 17/00

F 2 1 V 3/02

F 2 1 V 19/00

【F I】

F 2 1 V 17/00 3 3 0 D

F 2 1 V 3/02 F

F 2 1 V 3/02 G

F 2 1 V 19/00 3 2 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月1日(2004.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 16 年 7 月 1 日

特 許 序 長 官 殿

1. 事件の表示

平成 10 年 特 許 願 第 503841 号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名 称 ヴィリ ヴォルフガング オスヴァルト

3. 代 理 人

住 所 東京都港区西新橋 2 丁目 7 番 4 号

ドクトル・ゾンデルホフ法律事務所

電話 03(3503)3303 (代表)

氏 名 (6181) 弁理士 矢 野 敏 雄



4. 補正により増加する請求項の数 0

5. 補正の対象書類名

請求の範囲

6. 補正対象項目名

請求の範囲

7. 補正の内容

別紙の通り



請求の範囲

1. 外周域に台座縁部（19）を有しつつ中央域に、組付け状態で組付け基盤（5，16，21）から突出する光源（4）を固着するための台座アタッチメント（8）を有する、前記組付け基盤（5，16，21）に支承可能な照明台座（2，2'，2"）と、該照明台座（2，2'，2"）に着脱可能に装着された輝膜シェード（3）とを備え、該輝膜シェードが、組付け状態では実質的に該輝膜シェード（3）しか実見できないように、前記光源（4）と、前記組付け基盤（5，16，21）から突出する台座域とを遮蔽している形式の照明装置（1，1'，1"）において、輝膜シェード（3）が、シェード開口（26）を画成するシェードカラー（12）を有しており、該シェードカラーが、前記輝膜シェード（3）の内室の方へ向いた当接ウェブ（27）でもって前記台座縁部（19）の周面に係合していることを特徴とする、照明装置。
2. 照明台座（2，2'，2"）の台座アタッチメント（8）が、雌ねじ山として形成されたシェードねじ山（10）を介して輝膜シェード（3）を螺合させるために、雄ねじ山として対応成形された台座ねじ山（9）を有している、請求項1記載の照明装置。
3. シェードねじ山（10）が、輝膜シェード（3）の周方向に対して直角な横方向に延びる結合ウェブ（11）を介してシェードカラー（12）と結合されている、請求項2記載の照明装置。
4. 結合ウェブ（11）が輝膜シェード（3）の周方向で閉じられている、請求項3記載の照明装置。
5. シェードカラー（12）が、シールエレメント（18）を介在させて台座縁部（19）を取り囲んで係合している、請求項1から4までのいずれか1項記載の照明装置。
6. 輝膜シェード（3）が一体部分から構成されている、請求項1から5までのいずれか1項記載の照明装置。
7. 輝膜シェード（3）及び照明台座（2，2'，2"）が回転対称形に形成されている、請求項1から6までのいずれか1項記載の照明装置。

8. 輝膜シェード（3）が、組付け基盤（5，16，21）から離反する方へ向かって円錐形にテープを成すように形成されている、請求項1から7までのいずれか1項記載の照明装置。
9. 照明台座（2"）が円錐形又は截頭円錐形に形成されており、かつ輝膜シェード（3）から縦軸方向で離反する方の側へ向かってテープを成す横断面を有している、請求項1から8までのいずれか1項記載の照明装置。
10. 照明台座（2'，2"）が組付け状態で少なくとも部分的に組付け基盤（16，21）内へ挿入可能である、請求項1から9までのいずれか1項記載の照明装置。
11. 電気的な光源（4）が照明台座（2，2'，2"）に配置されており、しかも該光源（4）が、前記照明台座（2，2'，2"）に固定された接点ソケット（29）と電気的に接点接続可能であり、特に電気的な接点接続のために螺合締結可能である、請求項1から10までのいずれか1項記載の照明装置。
12. 接点ソケット（29）が台座アタッチメント（8）に固着されており、かつ該台座アタッチメント（8）の外周面に一体成形された台座ねじ山（9）に対して同心的に配置されている、請求項1から11までのいずれか1項記載の照明装置。
13. 照明台座（2，2'，2"）が、光源（4）又は接点ソケット（29）と結合されていてエネルギー供給源に接続可能な導電線（13，15）を収容するために少なくとも1つの収容通路（25）を有している、請求項1から12までのいずれか1項記載の照明装置。
14. 収容通路（25）が、結合ウェブ（11）と照明台座（2，2'，2"）との間に形成されている、請求項13記載の照明装置。